

様式 1

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	幼保連携型認定こども園 子ロバ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人大阪婦人ホーム	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	園長 新谷 和美	
定員（利用人数）	135 名（127名）	
事業所所在地	〒 534-0011 大阪市都島区高倉町 2-8-5	
電話番号	06 - 6928 - 2828	
FAX 番号	06 - 6928 - 2822	
ホームページアドレス	https://corobahoikuen.ed.jp/	
電子メールアドレス	shintani@corobahoikuen.ed.jp	
事業開始年月日	平成 22 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 25 名	非正規 10 名
専門職員※	保育士 22 名（内保育教諭兼任 20 名） 看護師 2 名	
施設・設備の概要※	[設備等] 保育室 6（0 歳児～5 歳児各室）、調乳室、沐浴室、 ホール（遊戯室）、多目的室、テラス、園庭、 調理室、事務室、倉庫 7、子ども用トイレ 4、 更衣室兼休憩室 大人用トイレ 5	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【理念】

- ・キリスト教精神に基づいてこどもの人権や主体性を尊重し、ひとり一人がよりよく育つことを大切にする。
- ・保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を増進し家庭支援を行う。
- ・職員は豊かな愛情をもって接し養護と教育の一体化を図るため、より一層専門性を高め技術向上に努める。

【基本方針】

- ・児童の最善の利益を第一義として職員は保育に臨む。
- ・家庭や地域社会との連携を大切にしながら、こどもの健康や安全を考え安心・安定した生活の場とする。
- ・ひとり一人の違いを認め合い尊重する心を育てる為に、こどもの相互の関係作りや集団における活動を効果あるものとするように援助する。
- ・個々の成長の違いを理解し、こども主体の思いや願いを受け止め、成長発達に合わせた生活・遊び・環境を整える。

【保育目標】

- ・こころもからだも健やかなこども ～健康的な生活が習慣化され見通しをもって行動できるようになる～
- ・情緒が安定したこども ～大人への信頼と安心に満ちた幸せな時間を過ごす中で「大切にされている」と感じられるように～

【施設・事業所の特徴的な取組】

【保育内容】

- ・乳児保育は育児担当制を取り入れ、大人との1対1対応の愛着関係を大切にし、安定した情緒で生活している。
- ・発達に即した遊びを十分に環境に落とし込み、自ら選んで遊び込むことを大切にしている。
- ・幼児保育はピラミード教育法を取り入れ、一人ひとりの成長発達を導き出すために、保育室を様々なコーナーに分けてデザインした環境と、一つのテーマに沿った遊びを毎日保育教諭が工夫して展開していくという、2つの実践方法で進めている。

【障がい児保育】

- ・個々の障がいの特性に合わせた遊びや合理的配慮を、専門性を持った法人内の職員からアドバイスを受けながら、個別カリキュラムを組んでいる。
- ・保護者との面談や個別ノートにより保護者との連携を密にし、保護者に寄り添った講座や懇談会も開催している。

【食育】

- ・素材を吟味し、季節の食材や味付けを配慮し、子ども達の育ちと「食」の大切さを基本に考え食の提供をしている。
- ・子どもの体や口腔内の発達、食材の形態などを考慮しながら、離乳食の移行など個々に考えながら食の進め方の重要性を考えている。
- ・幼児クラスでは食育講師を招いて、食育を通して日本の伝統である五節句を伝えている。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター
大阪府認証番号	270012
評価実施期間	令和6年2月7日～令和6年7月4日
評価決定年月日	令和6年7月5日
評価調査者（役割）	1501C006（運営管理委員） 2301C001（専門職委員）

【総評】

◆評価機関総合コメント

・運営主体の「社会福祉法人大阪婦人ホーム」は、女性の保護・救済と自立支援のために、キリスト教婦人矯風会大阪支部が1907年（明治40年）に創設した「大阪婦人ホーム」に端を発し、財団法人を経て1952年（昭和27年）に現法人となった。大阪市内で救護施設・こども園（2園）・小規模保育事業・障がい児通所事業・放課後児童クラブを運営している。

・当「子ロバ保育園」は、2010年（平成22年）に開設された幼保連携型認定こども園（0歳児～5歳児：定員135名）で、大きな道路に面し、近隣には小学校・中学校や各種商業施設・医療機関、戸建て住宅街やマンション街がある。約700m程の所に系列の小規模保育事業所「子ロバ乳児園」（0歳児～2歳児：定員19名）があり、当園で調理した給食の配達、職員の相互異動、集団保育の体験提供、代替保育の提供、卒園児の受け入れなどで密に連携している。

・玄関を入った正面に、大阪城にある森をイメージした緑の大きな炎のような壁面造作に子ロバやキリンなどが遊び、その前で記念写真を撮っている親子の姿が見られた。床・階段・靴箱・物入れなどはチョコレート色の木材で落ち着きがあり、階段途中の壁の凹みに色々な絵本が置いてある。法人創始者を記念した3階ホールには舞台を設け、高い天井に間接照明が当たり、窓にステンドグラスを配して教会の風情があり、運動遊びや4・5歳児の給食、集会や式典など多目的に活用している。4・5歳児クラスの境界には、らせん階段がある2階建てドールハウスが2つあって互いに行き来ができる。園全体が別世界のようで、子ども達が1日中楽しく快適に過ごせる場となっている。

・キリスト教精神に基づき、子どもを尊重した保育を実践するために、乳児保育は「育児担当制」を取り入れて丁寧でぬくもりのある保育を行い、幼児保育は「ピラミデ教育法」（オランダ政府教育機能が開発した幼児教育法）を取り入れて一人ひとりの成長発達を導き出しており、「子ども一人ひとりの成長・個性・主体性に合わせた保育をしてくれる」と保護者から評価されている。特に幼児保育では、「エンジェルタイム」で神様・人々や物から受けている愛情や生命の尊さを考え、「サークルタイム」で輪になって友達と自分の存在を知り、「プロジェクト活動」として毎月のテーマに沿って深掘りした活動に取り組み、「プランニングボード」に区分けした11のコーナー遊びを自分で選んで参加するなど、特色のある活動を展開している。

・現園長は当園の主任・副園長を経た後、昨年4月に園長に就任した。法人の基本理念「隣人愛の精神」と保育理念「キリスト教精神に基づいてこどもの人権や主体性を尊重し、ひとり一人がよりよく育つことを大切にする。」に沿って、一人ひとりの子どもを「人」として保育するよう努め、職員・保護者とのコミュニケーション・連携を良くして、より良い保育園作りに向けて意欲的に取り組んでいる。

◆特に評価の高い点

・園の単年度事業計画には、運営の方向性とねらい、保育内容、事故予防と安全管理、健康管理と衛生管理、安全確保と災害対策、家庭との連絡、個人情報漏えい等安全対策、職員研修など、活動領域全般について具体的に掲載している。

・園長・副園長・主任は管理職編の自己評価チェック表で園全体を振り返ってカテゴリー別分析を行い、また保育教諭・看護師・保育補助者の年2回の自己評価での評価内容を数量化・グラフ化し、園ホームページに掲載し開示している。

・専門講師による他園での公開保育に年2回参加し、系列園相互で保育内容を公開し、他の園とも相互の交流保育や園見学を行い、ドキュメンテーションとして乳児クラスの保育を動画・写真で記録し、行事後の保護者アンケートを活用するなど、保育の向上を図っている。

・系列施設の看護師・臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士・手話通訳士などの専門家から指導・アドバイスを受けて保育の改善・向上を図っており、保護者の子育て相談にも応じている。全体の1割近い人数の障がいのある子どもを受け入れ、個別カリキュラムには療育施設のアドバイスを取り入れ、また連携施設から作業療法士に来てもらって対応の助言を得ており、専門職との連携が図られている。

・子ども達が1日中楽しく快適に過ごせる環境を整え、乳児保育は「育児担当制」を、幼児保育は「ピラミッド教育法」を取り入れて、子どもの一人ひとりの成長・個性・主体性に合わせた保育に取り組んでいる。

・各種のコーナー遊びの環境を設定し、子ども達は自ら遊びを選べるようにしている。また、「プロジェクト活動」として、毎月のテーマに沿って、子ども達が遊びの中で主体的に理解力・計算力・表現力・創造力・社会性など、将来の「生きる力」を身に付けるよう保育している。

◆改善を求められる点

・理念・基本方針・保育目標は、園ホームページ・パンフレット・単年度事業計画・全体的な計画に掲載しているが、その一部が記載していなかったり、タイトルや漢字かな遣いが違ったりしているので、表現を統一して全てを記載することを望む。

・法人・園とも、活動領域全般について、実施状況が評価できるように、数値目標やより具体的内容と各年度の取り組みを設定した中長期事業計画と、併せて中長期収支計画を策定することを望む。

・職員自らの将来像が描けるようなキャリアパスの仕組みを構築することを望む。

・今回の保護者アンケートで「相談内容が他人に漏れたことがある」との回答が複数あり、プライバシー保護に十分配慮することを望む。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて第三者評価を受審致しました。保育理念・基本方針などの再確認をしたり、保育の取り組み内容などを保護者と共有し、その中で信頼関係を深めながら保育を進めていく事の大切さを再認識したり致しました。これからも保護者にわかりやすい様々な情報の発信に努めてまいります。又、プライバシー保護については保護者対応や伝達には十分な配慮を徹底してまいります。保護者の方々とさらなる信頼関係の構築に努め子どもをまんなかによりよい育ちを支援してまいります。お忙しいところにご協力いただきました保護者の皆様、今回受審にあたりご尽力下さった評価関係の皆様、心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	・理念・基本方針・保育目標は、園ホームページ・パンフレット・単年度事業計画・全体的な計画に掲載し広く周知しているが、保育理念・保育の基本方針・保育方針・保育の目標と表現したり、その一部が記載していなかったり、漢字かな遣いが違ったりしているので、表現を統一して全てを記載することを期待する。 ・「法人理念及び子ロバ保育園の保育方針の理解と確認」のテーマで研修を行い、全職員が参加する保育部門全体会議や施設長会議でも理念などを取り上げて共通理解を深めている。 ・理念などは園のホームページ・パンフレットで保護者に周知しているが、園内の見える所にも掲示して更に周知することを期待する。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	・法人本部の定期的な業務執行理事会・運営委員会で、社会福祉事業の動向について具体的に情報の収集・分析を行い、毎月の施設長会議で共有している。 ・園長は、大阪市私立保育連盟（私保連）の北ブロックや都島区のネットワーク会議に参加し、区保健福祉センターの施設連絡会にも参加して、事業運営を取り巻く環境を把握している。 ・園長は、マスコミ・インターネットや大阪市ホームページ、法人提携の社会保険労務士（社労士）からの情報メール、福祉新聞、私保連通信などで常に情報を得るよう努めている。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	・前年度の総括を基に、組織体制・財務状況・設備改善などの課題を明確化し、具体的な単年度事業計画（以下事業計画）を作成し予算化している。理事会などでも経営状況を共有し、法人監事・会計士・社労士から会計や保育内容の指導・アドバイスを受けて、改善点の解決を図っている。理事会で決定された事業計画は園の職員会議で周知し、課題も共有している。 ・当園の課題は、開設後14年を経過して老朽化したことに伴い、設備・遊具などを改修することであり、今夏に1階床部分を全面改装するのを皮切りに、中長期事業計画に防水工事、園庭固定遊具改修、2・3階床改装を記載している。	

I - 3 事業計画の策定

I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I - 3 - (1) - ① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

(コメント)

・法人保育部門の中長期事業計画（2023年度～2028年度）を作成し、組織体制・人材育成・職員体制・設備体制・防災対策についての現在・3年後・5年後の在り方と、「地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスの在り方（療育支援事業の拡大など）」を簡潔に記載している。
・今後は、法人・園とも、保育内容なども含めた活動領域全般について、実施状況が評価できるように、数値目標より具体的内容と各年度の取り組み（ロードマップ）を設定した中長期事業計画と、併せて中長期収支計画を策定することを期待する。

I - 3 - (1) - ② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

(コメント)

・子ロバ保育園の単年度事業計画には、運営の方向性とねらい、保育内容（理念・基本方針・職員心構え・職員行動基準・保育概要・職員体制・職務分掌・保育の柱と保育形態・日課・年間行事予定）、事故予防と安全管理、健康管理と衛生管理（保健年間計画）、安全確保と災害対策（防災対応組織・緊急連絡体制・避難訓練・防犯対策）、家庭との連絡、個人情報漏えい等安全対策、職員研修など、活動領域全般について具体的に掲載している。また、園の単年度収支予算書も作成している。

I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。

I - 3 - (2) - ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

(コメント)

・園の事業計画は、全職員が参加する前年度の総括会議での課題を踏まえて策定し、系列保育園の計画も含めて理事会で決定される。決定された事業計画は、園の年度初めの職員会議で読み合わせて共有している。
・保育指導・食育・保健・避難訓練の各年間計画も職員が参画して作成し、行事・研修の各年間計画と共に職員に配付し周知している。
・事業計画は、中間期に見直して年度末に総括し、次年度の計画策定に繋げている。

I - 3 - (2) - ② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

(コメント)

・園の事業計画は重要事項説明書と共にファイルして園玄関に置き、保護者に開示している。計画中の保育内容・行事予定・安全管理・衛生管理などについては、園だより・お知らせ・掲示・懇談会などでも保護者に知らせ、年間行事予定も配付している。

		評価結果
Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
Ⅰ-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	・園長・副園長・主幹保育教諭は管理職編の自己評価チェック表で園全体を振り返ってカテゴリー別分析を行い、また、保育教諭・看護師・保育補助者の年2回の自己評価での評価内容を数量化・グラフ化し、園ホームページに掲載し開示している。 ・年間・月間・個別の各指導計画に自己評価・反省などの欄を設け、PDCAサイクルに基づく保育の向上を図っている。 ・専門講師による他園での公開保育に年2回参加し、系列園相互で保育内容を公開し、また他の園とも相互の交流保育や園見学を行っている。ドキュメンテーションとして乳児クラスの保育を動画・写真で記録し、保護者アンケート（保育参加・クラス懇談会・フェスティバル・発表会後）を活用するなどして、保育の向上を図っている。	
Ⅰ-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	・園の自己評価や指導計画・公開保育・交流保育・ドキュメンテーション・保護者アンケートなどで把握した評価を基に、職員会議や施設間会議で課題を共有・検討し改善している。特に安全管理・危機管理・衛生管理などで課題が生じた時は、速やかに職員間で話し合っ改善策を講じ、保護者にも周知している。 ・系列施設の看護師・臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士・手話通訳士・療育スーパーバイザーなどの専門家から指導・アドバイスを受けて、保育の改善・向上を図っている。 ・職員の異動や退職により保育経験が浅い職員が比較的多く、複数担当制にしたり、園長や統括園長が現場で指導して、独自の育児担当制やピラミデ教育法の定着とレベルアップを図っている。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	・園の事業計画中に当年度の運営の方向性・ねらいと園長の方針を表明し、園長の職務分掌を詳細に記載し、「防災対応組織」と「不審者侵入時の役割分担」にも園長の役割を明記している。 ・園だより「子ロバ ハッピーファミリー」の冒頭文で、園長は園の取り組み内容や自らの考え・取り組み姿勢を表明している。 ・有事の園長の役割・責任は各種マニュアルに明記し、園長の代行者は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育リーダーの順としている。	

II - 1 -(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	・本部事務長が、経営者協議会・社会福祉協議会（社協）・私保連主催の法令に関する研修や勉強会に参加し情報を収集している。その内容は施設長会議で共有された後、園に持ち帰り職員に周知している。 ・園長は、法令に関する研修や大阪市・私保連の説明会に参加して知識を習得し、法人の規程などの改正時にも必ず職員会議などで職員に周知している。 ・遵守すべき法令に関するガイドラインをマニュアル集に記載し、必要に応じて職員が知識を習得できるようにしている。	
II - 1 -(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II - 1 -(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	・職員・クラス・カリキュラム・献立・アレルギーの各会議を月1回、乳児・幼児の各会議を月1回または2か月に1回、週案会議を毎週、主任・副主任会議を2か月に1回、総括会議を年度末に開き、職員参加で保育の質の向上に取り組んでいる。また、行事分担表と21の係分担表で担当を決め、職員は分担して運営に関わっている。 ・外部講師を招いて研修会を行ったり、毎年1回他園を見学するなど、自園の保育を見直す機会を作り、また、職員会議で研修報告を行って意見集約と課題の共有化を図り、保育の質の向上を図っている。	
II - 1 -(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	・法人の施設長会議で意見交換し、また事務長・法人監事や会計士・社労士から財務や労務の指導・アドバイスを受けて経営や業務の改善を図っている。 ・各職員の業務内容・職務分掌を明確化・分散化することで、各人が意欲的に業務できるよう適材適所の配置を行っている。 ・保育・子どもから離れて休憩するノンコンタクトタイムを重視し、ノー残業を徹底して働き易い環境整備に努めている。 ・園内にパソコン約20台を設置して法人本部・系列園ともネットワーク化し、業務の効率化を図っている。また、保護者のＩＣＴカードで登降園を管理し、パソコン・スマホに園だより・献立・お知らせなどを配信している。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	・職員の採用は法人保育部門で行い、ホームページ・就職フェアや職員・関係者の紹介などで人材確保を図っている。当園での実習生を採用したこともある。 ・配置基準以上の十分な職員配置を行っているので、短時間勤務などの選択が可能で、職員の異動や産前産後休業・育児休業にも、フリー職員6名が業務全般をバックアップし、安定的な運営ができています。 ・有期雇用から無期雇用への転換制度、非常勤職員から正規職員への転換制度を整備し、当園でも実例がある。	

II - 2 - (1) - ② 総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント) ・正規職員・非常勤（嘱託）職員の各就業規則と、給与・育児介護休業・母性健康管理・旅費・慶弔・防災管理などの各規程（規定）を整備し、等級制度（俸給表）を導入して総合的な人事管理を行っている。 ・目標管理も含めた人事評価シートを用いて評価し、処遇に結び付けている。 ・今後は、自らの将来像が描けるようなキャリアパスの仕組みを構築することを期待する。	
II - 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
II - 2 - (2) - ① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント) ・有給休暇は半日単位・1時間単位の取得も可能で、リフレッシュ休暇（年5日）もあり、職員は法定日数の80%程を取得している。また時間外労働は、月1回1時間のクラス会議と行事前1～2時間以外はほとんど無く、短時間勤務（1日6又は7時間）も可能で、ワークライフバランスが取れている。 ・年2回の人事考課面談の他、園長・統括園長や看護師が窓口となって個々の悩み相談に応じ、また、ストレスチェックを行って必要に応じて受診を勧め、心身共に働きやすい環境を作っている。 ・福利厚生として、大阪市借上げ宿舍制度を利用し、法人からの補助を受けて職員交流会を行っている。また、更衣室兼休憩室を整備し、事務所と理事長室でも休憩できる。	
II - 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
II - 2 - (3) - ① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント) ・事業計画中に、職員の心構え8項目と行動基準10項目を掲げ、職員に周知している。 ・目標管理も含めた人事評価シートと共に、「自己評価シート」の課題表に年度課題・省察・自己評価・園長コメントを記入し、年2回園長と面談している。今後は、目標項目・目標水準・目標期限を設定した目標管理シートを作成して、更に実効性のある職員育成を図ることを期待する。 ・職員は経験年数に応じた外部研修に参加し、報告書を作成して職員会議での報告や回覧を行い、自ら研修内容を確認すると共に、職員間で共有している。	
II - 2 - (3) - ② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント) ・私保連・大阪市・大阪市保育幼児教育センター・区社協の研修案内を受けて職員に回覧し、主に園長が受講者を決め、本人の希望により派遣することもある。 ・法人保育部門の共通研修（全体的な計画・衛生管理・安全管理・危機管理など）は園の研修計画に落とし込み、毎月の職員会議時に実施している。 ・「乳児研修年間計画」を作成し、外部講師による保育点検と研修およびテーマ別研修を各々月1回行っている。また「幼児研修年間計画」を作成し、外部専門講師による他園での公開保育に参加し、幼児保育の専門性（発達、ピラミード知論）を習得している。	
II - 2 - (3) - ③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント) ・法人の新任研修を充実するために、毎年様々な分野の研修を取り入れている。 ・外部研修・園内研修や公開保育などに参加して、職員が関わる育児担当制やピラミード教育法を学ぶ研修機会を多く設け、職員の希望に応じて外部研修に派遣することもある。 ・非常勤職員も園内研修に参加し、必要に応じて保育・障がい児・造形・人権・保健などの外部研修に参加している。 ・保育に必要な公的資格やピラミードティーチャー資格の取得に際しては、勤務扱いとし参加費を補助している。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	・「実習生受入れマニュアル」を作成し、その中に服務規律「研修生の心得」も規定している。 ・実習教官になる保育士には園長が指導研修を行い、実習生の提出書類なども丁寧に指導している。 ・実習中は学校側の訪問を受け、就職活動など継続的な連携に努めている。 ・当園では、市内の女子短大から毎年2名の実習生を受け入れ、2～3年に1名程採用に結び付けている。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	・法人ホームページには、法人概要・法人理念・沿革・施設案内・採用情報などを掲載し、また「社会福祉法人の現状報告書等情報検索」へのリンクで現況報告書・財務諸表・定款・役員報酬規程などを開示している。 ・園のホームページには、保育理念・基本方針・保育目標と、園概要・沿革・施設案内・保育の特色・ピラミッドメソッド・年間行事・入園案内・苦情解決（体制・状況報告）・自己評価・園だより・クラスだより・動画などを掲載し、「社会福祉法人の現状報告書等情報検索」へもリンクしている。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	・「経理規程」に職務分掌を明確化し、職員の役割分担表も作成している。 ・出納担当職員が、小口現金を毎日チェックして会計帳簿に記帳し、本部の経理担当者が小口現金と会計帳簿を月1回以上確認している。 ・会計事務所と契約し、月1回定期的に会計チェックと助言を得ており、毎年5月頃には法人監事による内部監査を受けている。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	・園が加入している町内会や子育て支援センターネットワークなどから地域の情報を得て、地域の地蔵盆に参加し、区社協主催の「ふれあいフェスタ」に毎年参加している。 ・11月の園での芋煮会に地域の人を招待し、コロナ禍前は敬老の日には老人会の人を招待していた。 ・子ども達は、消防署を見学したり、地域の文房具店のアート工房に出展（予定）し、公園でゴミや落葉を拾って地域と触れ合っている。 ・1月の地域合同避難訓練に参加して、地元の人と共に避難場所である近くの小学校に避難している。	

	Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	(コメント)	・「ボランティア受け入れマニュアル」を作成し、受け入れ責任者を園長として体制を整えている。コロナ禍前は、保護者ボランティアのマジックや食品会社職員の食育の話を受け入れていた。 ・地区の中学生の体験学習や、小学2年生1クラスの「街探検」の見学を受け入れ、また、大学生インターンシップとして見学してもらい、アルバイトをした後に採用に繋がったこともある。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	(コメント)	・当園を中心とした分かり易い関係機関一覧表を作成し職員に周知している。 ・区の保健福祉センター主催の施設連絡会に参加し、区役所とは各種書類提出などで、子ども相談センター・要保護児童対策地域協議会とは他施設での虐待事案の情報収集などで連携している。警察・医療機関などとも随時連携し、子どもや保護者を支援している。 ・「子ロバ乳児園」の園児が集団保育を体験したり、代替保育を提供してもらう連携施設として当園を設定している。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
	(コメント)	・園長は、私保連の北ブロックや都島区の園長会議に参加し、区保健福祉センターの施設連絡会にも参加している。また、区内の系列園や統括園長とも連携して、地域の福祉ニーズを把握している。今後、地域の民生委員・児童委員とも連携して、更に福祉ニーズを把握することを期待する。 ・地域の主な福祉ニーズは、地域の未就園児の家庭の子育て相談や発達相談に應じることでであると認識している。	
	Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	(コメント)	・毎週水曜日に、5組限定で園庭開放を実施し、毎回2～3組の参加がある。同時に保護者の希望や必要に応じて、保育教諭や系列施設の専門家（看護師・臨床心理士・作業療法士など）が医療や発達相談・子育て相談に対応している。随時や、入園申し込み時、3階ホールでの「ベビーふれあい教室」時にも相談が多く、必要に応じて系列の施設を紹介している。 ・3階ホールで、社団法人（元当園園長所属）による子育て・食育に関する映画上映会を開催し、その後意見交換会を行っている。 ・園内にAEDを準備し、門扉にシールを貼って地域の人に開示している。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ- 1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ- 1 -(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ- 1 -(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	・理念・基本方針に、子どもを尊重した保育の提供を明記し、「人権擁護のセルフチェックシート」や全体集会などで確認し、人権研修で性差・文化の違いなどを学んで保育の中で対応している。幼児の制服は男女同一としている。 ・子どもを尊重した保育を実践するため、乳児の「育児担当制」と幼児の「ピラミデ教育法」を取り入れ、「子ども一人ひとりの成長・個性・主体性に合わせた保育をしてくれる」と保護者から高く評価されている。 ・今後は、全体的な計画や年間・月間の各指導計画に「人権」欄を設け、子どもの人権をより重視した内容にすることを期待する。	
Ⅲ- 1 -(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	・「プライバシー保護マニュアル」を作成して研修を行い、定期的に人権擁護のセルフチェックをして職員に意識の浸透を図っている。 ・2・3歳児以上のトイレにはドアを設置し、幼児の着替え時はパーテーションで男女を仕切る、3階テラスでの水遊び時は上と横を日除けで隠すなどに留意し、ホームページや園だよりなどへの子どもの写真掲載の同意書を保護者から得ている。 ・保護者のプライベートな相談には理事長室で応じているが、「相談内容が他人に漏れたことがある」との保護者の声が複数あり、更にプライバシー保護に配慮することを期待する。	
Ⅲ- 1 -(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ- 1 -(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	・区役所に園のパンフレットを置いて案内している。 ・園のホームページには、保育理念・基本方針・保育目標と、園概要・沿革・施設案内・保育の特色・ピラミッドメソッド・年間行事・入園案内・動画などを掲載している。 ・保護者の希望に沿って園見学に応じ、法人と園のパンフレットなどを用いて園長が説明し、4・5名の時はパワーポイントを使い、その後園内を案内して質問にも丁寧に対応している。	
Ⅲ- 1 -(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	・入園式では、パンフレット、健康と安全のしおり、準備物・注意事項などの別紙を用いて説明し、また重要事項説明書も説明し同意書を得ている。 ・重要事項説明書の変更時には、随時保護者に説明し同意書を得ている。 ・外国籍や、視覚・聴覚障がいなどがある要配慮の保護者には、通訳・ポケット・手話・写真などを用いて、理解し易いよう工夫している。 ・今回のアンケートで「服装について詳しく説明して欲しい」との保護者の声が複数あり、改善を期待する。	

Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	・途中転園の際は、転園先の希望があれば電話で引継いでいる。特に配慮が必要な子どもは連携施設の療養相談へ繋げ、十分な引継ぎを行って支援が途切れないよう配慮している。 ・卒園児の進学先には保育所児童保育要録を用いて引継ぎ、要配慮児については教師が来園して子どもの様子を把握し、保護者の了解を得て園でのカリキュラムの内容を引き継いでいる。 ・進学した小学1年生の同窓会を8月に園で開催し、ほとんどの子が参加する。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	・保育参加（6月～2月、1クラス1日1名、同時に個人懇談）・クラス懇談会（年2回）・フェスティバル・発表会を実施してその後保護者アンケートを取り、行事後の園だよりで自由意見などを知らせ、保育の質と利用者満足向上を図っている。また、エンジェルタイム・リトミック参観と、ほとんどの保護者が参加する梅干し作り・みそ作り・野草みそ汁の会を実施している。 ・昨年はおやつ試食会を行い、コロナ禍前に行っていた給食試食会を今年度再開する予定である。 ・毎月の施設長会議で、保護者からの意見・要望を集約・分析・検討し改善に努めている。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	・苦情解決責任者・受付担当者を園長とし、第三者委員2名を設置して、園ホームページと重要事項説明書に掲載し、園内にも掲示し保護者に周知している。 ・保護者アンケートや意見箱などで意見を収集し、苦情があった時は施設内苦情解決・処理の検討会（園長・統括園長・第三者委員）を開き、申出者に配慮した上で公表することになっているが、当園での事例は無い。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	・送迎時・連絡帳・懇談会・意見箱・電話や行事後のアンケート、要支援児保護者との面談（2か月に1回）などで保護者の相談・意見を聞いている。日々の送迎時には、園長と担任2人が玄関で保護者に声掛けしてコミュニケーションを図り、相談し易い雰囲気を作っている。 ・園内に於いて顔写真付きで職員を紹介し、相談内容によっては事務所や理事長室で対応し、保護者が相談し易くしている。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	・「苦情処理に関する取り組みマニュアル」を作成して職員に周知している。 ・保護者からの相談・意見には、担任、園長（園長不在時は主幹）の順で応じ、必要に応じて職員会議や施設長会議で検討し、迅速に対応するよう努めている。 ・迅速に対応できることは直ぐ実行し、更に検討が必要な時は検討会議を設けて真摯に対応することになっている。対応内容は申し出者にフィードバックし、安心と信頼に繋げている。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	・事業計画中に「事故の予防とこどもの安全管理」を掲げ、安全管理・危機管理、防犯・安全、事故防止、事故発生時対応、プール活動安全、散歩時安全管理、アレルギー児緊急時対応、誤嚥・誤飲安全の各マニュアルを整備している。 ・安全管理の研修を年5回実施し、AED講習・誤嚥シミュレーション訓練やSIDS・熱中症・プール救助などの実践練習も行っている。 ・各保育室・玄関・廊下・ホール・園庭・正門に計10台の監視カメラを設置して事務室のモニターで確認している。また玩具・遊具・保育室・テラス・廊下・トイレ・ホールなどの環境安全点検を励行している。 ・第三者委員を招いて、大阪市の事故報告などの事例を基に研修したり、全国の様々な事例を収集し、職員と共有・検討している。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	・感染症予防対策・感染症、新型コロナウイルス感染症の各マニュアルを作成し、配置している看護師2名による研修を定期的に行い、予防策を徹底している。また感染防止に向けて、速やかな嘔吐処理ができるよう訓練している。子どもの発熱時は部屋を区別し、保護者が迎えに来るまで、看護師や職員が経過を観察している。 ・「健康と安全のしおり」を作成し、季節の感染症について園だよりで分かり易く知らせ、予防策や発生時対応について保護者に周知している。 ・園内で感染症が発生した時は、玄関前の掲示板に病名・クラス・人数を記載し、備考欄に大阪市の保育園サーベイランス（学校欠席者感染症情報システム）情報を記載して保護者に知らせている。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
(コメント)	・災害対策マニュアル（火災発生時の手順、事故・急病時の連絡応報、水害時・台風時の手順、大地震の対応）と水難時避難確保計画・BCP（事業継続計画）を作成している。 ・事業計画中に「安全確保と災害対策」を掲げ、防災対応組織・緊急連絡体制や不審者侵入時の職員の役割分担などを記載し、火災・地震・水害・不審者など様々な災害を想定して毎月避難訓練を実施している。 ・水・ミルク・カンパン・レトルトおかゆなど3日分を3階に備蓄し、非常用発電機も備えている。 ・災害時はメール・スマホで保護者に緊急連絡し、災害時引き渡しカードで確認して子どもを引き渡すことにしているが、今後引き渡し訓練の実施を期待する。	
		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	・育児担当制やピラミード教育法の理解を深めるため、園長が率先して研修を担当し、保育の中で子どもを観察しながら、必要な保育者に対する指導・援助のアドバイスを行っている。 ・担当制保育の基本的な手順・考え方が書いてある本「乳児保育の実践」を全員が持ち、その内容を参考に保育を進めている。ピラミード教育の参考本を基に、月一回会議を持ってカリキュラムを検討し、保育を進めている。	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント) ・理念・方針や標準的な実施方法、子ども達の状況に基づいて作成した指導計画や、月案会議・週案での検証・見直しを月1回行っている。 ・園長や専門講師による保育点検により、計画の見直しが必要な場合は職員と検討し、全体に周知しながら、園の保育の大切にしている根幹を継承していくよう努めている。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント) ・子ども一人ひとりの発達を月案会議で十分話し合い、個別カリキュラムを作成している。保護者支援に関しても情報交換しながら、生活状況も考えて配慮事項を明記している。 ・特別に支援が必要な場合には、療育施設と連携して、個別カリキュラムとは別に、医師からの指示の下に個別計画を作成している。それに伴い、3か月に1回保護者と面談を行い、医師の見解・意見を話し合いながら進めている。 ・専門家との連携や事前協議の必要な案件は、意見を取り入れられるような体制を整えている。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント) ・クラス会議・月案会議・総括会議において、組織的に各指導計画の評価・見直しを行い、園長が評価・見直しについて指導的な役割をしている。 ・利用者の不安に繋がらないよう配慮した保育を継続し、コロナ禍においては適時指導計画を見直し、感染予防などの対応をきめ細やかにできるよう課題解決に努めている。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) ・クラス担任が毎日保育日誌をつけ、月案・個別カリキュラムに沿った評価を記録し、全員がその記録を見ることができ、子ども一人ひとりの育ちや保育の実施状況を共有している。 ・子どもの遊びや生活の様子をビデオに残し、会議で実際の姿を見ながら保育の質の向上に活かしている。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント) ・法人の「個人情報に関する規定」「特定個人情報取り扱い規定」を事務所に置いている。また、園の「個人情報漏えい防止安全対策マニュアル」を年1回見直し、研修を行って周知している。 ・記録・写真・SDなどの保管場所を決めて鍵を掛け、管理・取り扱いを徹底している。 ・職員に、記録などの持ち出しを禁止し、個人のSNSに園の情報を掲載しないよう、指導を徹底している。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

			評価結果
A－１ 保育内容			
A－１－（１） 全体的な計画の作成			
A－１－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		a
（コメント）	・ 理念・基本方針や、年齢別の発達に即した保育目標を基に全体的な計画を作成し、子ども一人ひとりの発達の保障や子どもの人権を捉えたものとなっている。 ・ 子どもの人権を主体に考え、乳児保育は、一人ひとりの成長発達に合わせた生活ができるように育児担当制を導入し、特定の大人との愛着関係を築けるよう全体の計画及び日々の個人日課を作成している。幼児保育は、ピラミッド教育法を取り入れ、一人ひとりの成長発達を導き出していくために、デザインされた環境と、「１つのテーマ」に沿った遊び計画を立てて、子ども自らが遊びながら学べるよう保育者が援助・工夫している。		
A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A－１－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a
（コメント）	・ 乳児保育は、より家庭に近い環境の中で、特定の大人と愛着関係を育みながら保育することを目標としている。 ・ 幼児保育は、ままごとコーナーや発見コーナーなど様々なコーナーに分け、デザインされた環境で子ども達の主体性を育む保育を目標としている。 ・ 子どもの成長発達を捉え、動線・目線に合わせた環境を設定している。		
A－１－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		a
（コメント）	・ 子どもの言葉掛けについては、目線を合わす、遠くから呼ばないなど「言葉を手渡す声掛け」をする、名前を呼び捨てにしない、手をつなぐ時は大人の指を握るまで待つなど、一人ひとりの存在を大切にすることを念頭に育児・遊びを進め、大人の動作についても意識することを職員に指導している。 ・ 職員は共通の「発達段階表」を持ち、育児の段階をスムーズに共有できるようにしている。また、それぞれの子どもに応じた日課を作成し、２４時間途切れない生活リズム作りに努めている。		
A－１－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a
（コメント）	・ 乳児は、毎日同じ大人が同じ手順で育児をすることで、生活の中で自然に習慣を身に付けていけるよう努めている。 ・ 幼児は、４月に「受け入れ」をテーマに生活習慣を丁寧に伝え、９月にも見直して生活習慣の確立を確認している。 ・ 基本的な生活習慣（食事・排泄・着脱など）の援助の分量は、職員間で十分に話し合い、子どもの自立を促している。		

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	・各クラスの子どもの発達に応じた玩具や環境を準備し、幼児クラスは、様々なテーマを保育者が工夫して遊びの中に取り入れている。 ・室内に動的空間（歩く・走る・投げる・引っ張る・押す）を設け、また年齢を考慮して、構築を楽しむ空間、卓上遊びやごっこ遊びの空間を設定している。 ・「あそび＝発達する」と考え、自ら遊びを選択し十分に遊び込めることが大切であるという保育方針に基づき、子どもの遊ぶ時間を十分に保障している。 ・日課の中に、テラスや園庭での戸外活動で自由に体を動かして遊べるようにし、園庭の花・樹木・昆虫や栽培活動、散歩先の公園などで自然と触れ合う機会を設けている。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・保育者との愛着関係を十分に築けるように1対1での育児を行い、園生活での居場所を構築することで、安心して生活を送れるよう努めている。 ・室内でも大切な粗大運動が十分にできる環境（トンネル・マット・押し箱・壁面遊具など）を作っている。 ・家庭と園を繋ぐ24時間の中で、生活リズム・育児の時間についてしっかり連携するため、日々の連絡帳でのやりとりで家庭との信頼関係を築き、子ども真ん中の温かい関係作りに努めている。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・「遊び＝生活」の考えを職員間で共有し、身に付けてほしい生活習慣を玩具で遊びながら身に付けてもらえるようにしている。例えば、自分での着脱が始まる時期には、スカートなどの玩具を準備して、上げ下げして遊んだりするなど楽しみながら取り組めるようにしている。 ・一人遊び、平行遊び、2・3人遊びと遊びの仲間関係が変化していく中で、子ども同士の仲立ちをしながら、友達と一緒に喜びを味わえるよう援助している。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・知的興味や関心も高まっていく時期なので、多様な、具体的なことを自分の身体で実際に何度も繰り返して遊び込み、できる・わかるが繋がると、子どもは自ら探求していくという、主体的な遊び方ができるように進めている。 ・「エンジェルタイム」で神様・人々や物から受けている愛情や生命の尊さを考え、「サークルタイム」で輪になって友達と自分の存在を知り、「プロジェクト活動」として毎月のテーマに沿って深掘りした活動に取り組み、各種のコーナー遊びを自分で選んで参加するなど、特色のある活動を展開している。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	・障がいの特性を配慮し、保護者の意見も検討して、遊びや合理的配慮を考えた個別カリキュラムを作成し、クラス集団での生活や遊びも盛り込んでいる。また、障がい児担当の職員を配置し、食事や排泄などに丁寧に関わり、個別指導計画に基づいて、個別作業に焦点を当てた援助・指導を行っている。 ・適任者を選び、様々な障がい児研修に参加している。また、法人内の療育スーパーバイザーにより、専門的な知識を得るための学習会も行い、連携療育施設から作業療法士が来園し、療育上の助言を得ている。	

	A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント)	・0歳児は個人日課を作成し、24時間を通して流れる生活リズムを作るように努めている。 ・1歳児クラスでは、戸外活動の後に身体を休ませることのできるスペースを作ったり、登園時間に合わせて昼食を提供している。 ・幼児では、各クラスが日課を作成し、給食は自分のタイミングで摂れるようにランチルームを設置している。 ・延長保育では、一日の生活の延長線上の子どもの動線を考え、環境的な変化が無いようにしている。	
	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	(コメント)	・区の小学校との会議に参加したり、近隣の小学校と話し合いの場を設け情報交換をしている。 ・近隣の小学校と就学前の学校見学や交流をして、保幼小の連携を図っている。 ・カリキュラムは、就学までに身に付けたい「10の姿」を捉えて作成し、子ども一人ひとりの多様性を配慮しながら、主体的・対話的で深い学びの実現を図っている。 ・就学前に保護者との個人懇談・クラス懇談を設け、家庭と連携して小学校生活の見通しが持てるよう配慮している。	
A-1-(3) 健康管理			
A⑭	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	(コメント)	・入園時に保護者に、健康手帳に既往症や出生時の様子を記入してもらい、健康面の聞き取りを行っている。また、登園時には必ず職員が一人ずつ保護者と共に視診を行い、健康確認を行っている。 ・園にて体調がすぐれない場合には、看護師やクラスの保育教諭がチェックして保護者へ連絡し、発熱などの異常には適切な処置を施し、保健室（事務所）にて看護し、保護者のお迎えの際に状況説明をしている。 ・SIDS（乳幼児突然死症候群）については、外部研修を受けて意識向上を図り、睡眠時にタイマーを使って呼吸状態の確認を行っている。また、入園時や懇談会で、園ではうつぶせ寝をしないことを伝え、家庭でも仰向けに寝る習慣を作るよう呼び掛けている。	
	A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
	(コメント)	・年3回の健康診断、年1回の歯科検診、年1回の尿検査（2歳児）を行っている。健康診断の結果は入園時から健康手帳に記入し、保護者の確認印をもらっている。経過観察が必要な場合は、嘱託医に相談している。 ・毎月の身体測定の結果も連絡帳に記入して保護者に知らせ、発達の経過観察に活かしている。 ・最近は、幼い時からスマートフォンやゲーム機使用などで視力低下が懸念されるため、幼児の視力検査の実施を期待する。	
	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	(コメント)	・「食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、職員・栄養士・調理員で共有し、個別に対応を徹底して行っている。「アレルギー児緊急対応マニュアル」も整備している。 ・アレルギーフリー食（卵・牛乳・小麦無し）を採用している。アレルギー代替食提供時には、2者確認を必ず行い、台拭きなども個別で使用している。 ・アレルギー児への対応は、全て医療機関の指示の下に行っている。	

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
(コメント)	・0歳児は1対1で食事し、1・2歳児は少人数で一人ひとりの食事のペースに合わせた援助方法で食事し、幼児は3階ランチルームで食事時間内に自分のタイミングで食事をしている。 ・食事の援助方法は、動画を活用して客観的に分析し、検証・見直しをしている。また、未発達な機能を捕える遊びを話し合い、援助の段階や方法を適切に行えるよう努めている。 ・幼児は食育活動（味噌づくり・梅干し作り・さつまいも一物全体食など）を通して食に興味を持ち、季節の食材や味付けを楽しめるようにしている。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
(コメント)	・献立会議では、子どもの発達状況を考慮した献立や調理（形態・味付け）になっているかを、栄養士・調理員共に確認し、献立を立てている。 ・季節感のある物や行事食などのアラカルトメニュー、見た目の色合いや子どもの期待感を含めた献立を楽しめるよう工夫している。 ・食器は陶器を使用しており、両手の協応動作が未熟な子どもにも使い易い工夫をしている。 ・残食の確認や好評だったメニューの記録を取り、献立に反映している。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	・乳児は、個人の連絡帳で毎日保護者と担任が緊密な情報交換をしている。幼児は、月1回の「ピラミソブック」（プロジェクト活動の便り）やコメントシートなどで子どもの活動や様子を知らせ、子どもの成長を保護者と共有している。 ・登園・降園時には、できるだけ保護者と話し、信頼関係の構築ができるように努めている。 ・年間・月間・個別の各指導計画に「保護者支援」欄を設け、家庭との連携を重視した計画立案と実践に取り組んでいる。	

A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	・保護者が話し易い雰囲気を作り、保育者が園での育児の援助方法や考えを話し、丁寧に話を聞くようにしている。 ・保護者の勤務状況に配慮し、通勤時間の申請や、土曜日保育など柔軟に対応できるように努めている。 ・保護者からの相談内容や悩みへの対応を、個人カリキュラムの「保護者支援」の項目に記入している。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	・年度初めには、必ず職員全員が虐待に関する園内研修に参加し、早期発見・早期対応について学んでいる。 ・「児童虐待マニュアル」を作成して定期的に見直し、常に子どもの人権と尊重を意識しているかを再確認合っている。 ・気になる家庭には、担任が頻繁に家庭訪問など保護者との連絡を絶やさないようにし、関係機関とも連絡を取り、書面に残している。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	・クラス会議で定期的に保育実践の振り返りを行い、保育の中での悩みや困り事がある時には、動画を見ながら、他の職員にも客観的に意見を出してもらい、評価・反省を行っている。 ・保育者は年2回自己評価を行い、専門リーダーなどの役職者がまとめ、それぞれの分野において1年間の振り返りを行い、次年度のリーダーに課題を引き継いでいる。 ・職員全員で総括した評価を次年度の課題にして保育の質の向上に努めている。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	・定期的に「人権擁護のセルフチェックシート」でチェックを行い、虐待防止への意識を高め、人権意識の向上に努めている。 ・就業規則及び事業計画などに職員の行動基準を記載しているが、「体罰等の禁止」は明記されておらず、明記することを望む。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	子ロバ保育園を利用している子どもの保護者
調査対象者数	保護者117名
調査方法	保育園には、利用している保護者の世帯ごとに、登降時を利用しアンケート用紙の手渡しを依頼した。回収は、園にアンケートポストを用意してもらい、厳封された回答書を投函してもらうこととした。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

児童数127名、1世帯1アンケート117通を配付。うち67通回収。回収率57パーセント

○満足度100%は 2項目

- ・保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか。
- ・園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。

○満足度90%台は 11項目

- ・入園前に、あなたの都合や要望に合わせた見学を受け入れてくれましたか。
- ・保育園に入園した際に、保育内容や方法について、説明がありましたか。
- ・入園時の説明や園の子どもたちの様子を見て、子どもを預けることの不安が軽減しましたか。
- ・入園後も、保育園やクラスの様子などについて、「園だより」「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか。
- ・園の保育について、あなたの意見や意向を伝えることができますか。
- ・お子さんや家庭のことについて相談した内容が、他人に漏れていたというような経験はありますか。
- ・健康診断の結果について、園から伝えられていますか。
- ・献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっていきますか。
- ・給食のメニューは、充実していますか。
- ・送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか。
- ・懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

○満足度80%台は 2項目

- ・お子さんの給食の食べ具合は、必要に応じて連絡されていますか。
- ・日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面談などを行なったりしていますか。

○満足度70%台は 1項目

- ・保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。

○自由記述の主な内容は

- ・子ども一人ひとり成長・個性・主体性に合わせた保育をしている。
- ・子どもが伸び伸び自由に育っている。
- ・先生が良い。（親切、明るい、笑顔、信頼できる・・・）
- ・保護者との関係が良い。（負担が少ない、丁寧な対応、寄り添う、都合に合わず・・・）
- ・園での子どもの様子をもっと詳しく教えてほしい。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等